

# 「第6次男女共同参画基本計画」策定の状況と労働組合の取り組みについて

いのうえ 井上 くみえ 久美枝 ●連合 副事務局長

## 1. はじめに

2025年は男女雇用機会均等法の制定から40年、そして日本が女子差別撤廃条約を批准したのも同じ年の1985年である。国内外における男女平等を取り巻く40年間の変遷をたどっていくと、国内では男女平等に関する様々な法整備が行われ、少しずつではあるが前進してきた。しかしながら、国際的には最新のジェンダーギャップ指数は148カ国中118位と2024年と同順位で、政治・経済分野の改善が遅れている状況は変わっていない。

加えて、今年には1999年に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」第13条<sup>1</sup>に基づき「第1次男女共同参画基本計画」（以下：第1次計画）が閣議決定されてから25年だ。それ以降、5年ごとに計画の見直しが行われてきたが、現在進行中の第5次計画が今年度末で計画期間が終了することから、第6次計画の策定に向けては、内閣総理大臣から「基本的な考え方」の検討について諮問

（2024. 12. 13）が行われ、内閣官房長官を議長とし各省大臣及び学識経験者で構成されている「男女共同参画会議」の下に「第6次基本計画策定専門調査会」（以下：専門調査会）が設置され、すでに議論が開始されている。

筆者はその委員を務めているのだが、第5次計画策定の際には連合が委員に選出されておらず、連合として全く取り組んでこなかったという反省も踏まえ、読者の皆様に第6次計画の策定状況をお伝えするとともに、計画に対する労働組合の取り組みについて述べたいと思う。

## 2. 第6次計画策定の検討体制

「図表1」をご覧いただきたい。この専門調査会は男女共同参画会議委員及び各専門調査会の委員で構成されている。

また、専門調査会の下に3つのワーキング・グループを設置し、専門調査会での議論を踏まえた詳細な検討を行い、その結果をとりまとめて専門

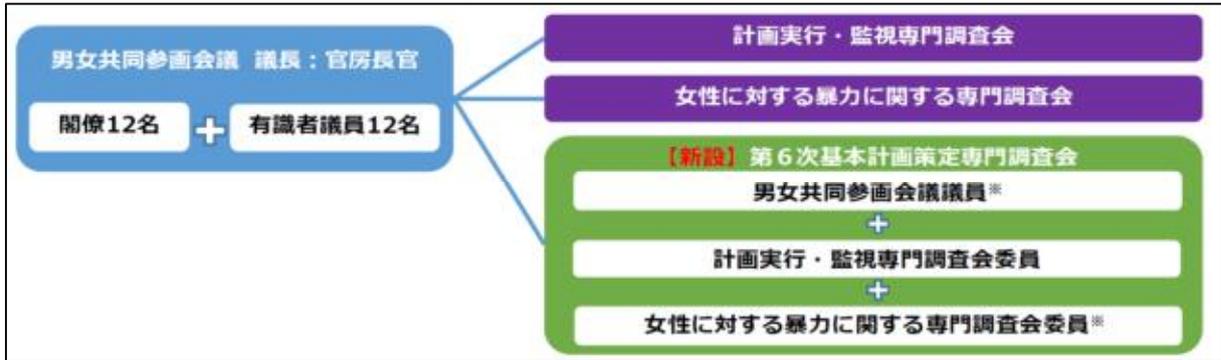
1. 13条：政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

調査会に報告することとしている。

- WG 1：基本構想ワーキング・グループ  
指導的地位に占める女性割合の目標、各種制度

の見直し、環境分野における男女共同参画の視点、国際的な協調、国内の推進体制の整備・強化などの検討。

【図表 1】



【出所：第 1 回第 6 次基本計画策定専門調査会資料】

【図表 2】

**基本的な視点と取り組むべき事項等**

※WG1：基本構想WG、WG2：人材・地域・意識WG、WG3：安全・安心WG

全ての人が性別にかかわらず自らの個性と能力を十分に発揮し、生きがいを感じられる社会を実現するとともに、我が国の経済社会にイノベーションをもたらす持続的な発展の確保にも資するよう、次世代に向けたメッセージも念頭に置きながら、以下に取り組む。

- 男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要である意思決定過程への女性の参画を一層加速するため、「30%目標」の達成と、その先の、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会に向け、国際的水準も意識しつつ、ポジティブ・アクションも含め、人材登用・育成を強化する必要。【WG 1、WG 2】
- 全ての人にとって働きやすい環境づくりと女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進。その基盤として、両立支援（育児、介護、健康、学び等）、多様で柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正、ハラスメント対策及びリスキリングの促進。【WG 2、WG 3】
- 各地域の実情を踏まえた取組を促進し、更に女性にも選ばれる地方づくりを後押しするため、各地域における男女共同参画の推進（都市部・地方における課題を踏まえた、雇用の場の創出・起業支援・非正規雇用の処遇改善と正規転換・男女間賃金格差の是正、固定的な性別役割分担意識の解消・慣行の見直し、教育分野の取組、取組の連携や横展開）。【WG 2】
- 科学技術分野への女性の参画・登用、様々な分野における性差による影響に配慮した施策の実施、性差の視点を踏まえたイノベーションの創出を推進し、AI等の科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資するよう取り組む必要。【WG 2】
- 多様な性的・ジェンダーに基づく暴力が男女共同参画社会の実現を妨げていることを踏まえ、あらゆる性的・ジェンダーに基づく暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者の尊厳を回復するための支援を強化する必要。【WG 3】
- 社会的・経済的な男女間の格差が生活上の困難を固定化・複合化していることを背景に、多様かつ複合的な困難を抱える女性に対して困難な状況が固定化・連鎖しないようきめ細かな支援に取り組む必要。【WG 3】
- 大規模災害での男女共同参画の視点の浸透の必要性が再認識されたことも踏まえ、男女共同参画の視点による防災・復興対策を徹底させる必要。【WG 3】
- 制度や慣行が、実質的に男女にどのような影響を与えるのか常に検討され、経済社会情勢を踏まえて不断に見直されることが男女共同参画社会の形成のために重要であり、持続可能な活力ある我が国社会を次世代に引き継ぐためには、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保するとともに、制度・慣行が社会活動の選択にできる限り中立なものとする必要。【WG 1】

【出所：第 3 回第 6 次基本計画策定専門調査会資料】

○WG 2：人材・地域・意識ワーキング・グループ  
働き方の見直し（共働き・共育での推進）、科学技術・学術（理工系人材の育成等）、生涯を通じた健康支援、地域における男女共同参画の推進、男女双方の意識改革・理解促進などの検討。

○WG 3：安全・安心ワーキング・グループ  
配偶者への暴力、性犯罪、性暴力対策、防災・復興における男女共同参画の視点、貧困等の多様な困難を抱える女性などの検討。

各ワーキング・グループの議論は、「**図表 2**」の内容で2月下旬以降順次開催されてきた。5月27日に開催された第4回専門調査会ではその間の検討状況の説明があり、委員との意見交換が行われた。この夏以降にはワーキング・グループからの報告が行われ、専門調査会として「基本的な考え方」（素案）を取りまとめる予定だが、詳細のスケジュールは现阶段では未定である。

なお、「基本的な考え方」（素案）の取りまとめ以降は、公聴会やパブリックコメントでの意見募集、また、「基本的な考え方」の答申や第6次計画自体の諮問・答申を経て、12月の閣議決定を目指してスケジュールを進めていくこととなる。

### 3. 策定議論における問題意識

専門調査会に関連する会議では、芳野会長が「男女共同参画会議」に、筆者が第5次計画の実行の監視や「女性活躍・男女共同参画の重点方針」（女性版骨太の方針）の調査審議等を行う「計画実行・監視専門調査会」に参画し、この間、以下の点を中心に発言してきた。

○政治分野における男女共同参画の推進は、日本のジェンダーギャップ指数が146カ国中118位と

先進国最下位に留まっている大きな要因の一つが政治分野であることを踏まえれば、啓発の取り組みだけでは不十分である。政治分野における女性の参画を推進するため、クオータ制導入を含めた積極的な取り組みを行うべきである。

（芳野会長：第75回男女共同参画会議）

○生来の氏を名乗り続けられるかどうかは個人の尊厳や人権に関わる重要な問題であり、旧姓の通称使用の運用拡充では人権尊重という要請に応えられない。国際社会で通用しないことが明らかである。選択的夫婦別氏制度に関する議論がなされ、導入に向けた機運が高まっているにもかかわらず、「女性版骨太方針」においては、記載内容がこの間と一言一句変わっていないことは大変残念である。選択的夫婦別氏制度をただちに導入する旨を記載すべきである。

（芳野会長：同上）

○日本には固定的性別役割分担意識が根深く残っており、特に地方においては、妻の役割や嫁の役割、娘の役割といった「日常生活に差別が紛れ込んでいる」との指摘もある。「女性に選ばれる地方」を実現するには、「仕事の創出」「職場づくり」だけでなく、家族間・社会における慣習や慣行の見直しを含め、固定的性別役割分担意識の払拭に取り組むべきである。（井上：第42回専門調査会）

○全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくりとして、女性の所得向上・経済的自立の実現が必要であり、民間企業で働く労働者だけでなく公務員も同様である。特に、行政サービスに不可欠な存在である会計年度任用職員は、その大半が女性であり、地方自治体の職員全体の約4割、消費生活相談員・学童指導員では9割以上を占めるとの調査結果もある。多様化する住民ニーズに対し質の高い行政サービスを安定的に提供するためにも、会計年度任用職員の

雇用の安定と処遇の改善に取り組むべきである。  
(井上：同上)

第5次計画の構成は、第1部が「基本の方針」、第2部が「政策編」で、項目ごとに分野と成果目標があり、第6次計画もこれをベースに作成される方向である。

#### I. 「あらゆる分野における女性の参画拡大」

第1分野：政策・方針決定過程への女性の参画拡大、第2分野：雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和、第3分野：地域における男女共同参画の推進、第4分野：科学技術・学術における男女共同参画の推進

#### II. 「安全・安心な暮らしの実現」

第5分野：女性に対するあらゆる暴力の根絶、第6分野：男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備、第7分野：生涯を通じた健康支援、第8分野：防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

#### III. 「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」

第9分野：男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備、第10分野：教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進、第11分野：男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

## 4. 労働組合の取り組み

連合も、2030年9月30日までを計画期間とする「ジェンダー平等推進計画フェーズ2」を実行中

である。計画達成に向けて、9つの「Change（チェンジ）！達成目標」と3つの「Challenge（チャレンジ）！推進目標」を設定し、さらに、取り組みの加速のために、12の目標をステップ順に整理するとともに、2030年までに「執行機関への女性組合員比率に応じた女性の参画」の達成と、「執行機関への女性の参画率50%」「決議機関への女性組合員比率に応じた女性の参画」をめざしているところである。

しかし、「男女平等参画の取り組みは女性が中心に担うべきもの」という典型的な固定的性別役割分担意識や、「一般的に女性はリーダーになりたがらない」とのジェンダーバイアスが、未だ労働組合の活動に見られる傾向だ。

第6次計画の策定議論を機に、労働組合として改めて、「男女共同参画社会基本法」の理念である、男女共同参画社会を実現するための5本の柱（男女の人権の尊重、社会における制度又は慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調）を学習し、労働組合の取り組みにも活かしていただくとともに、第6次計画策定に向けた意見反映をお願いしたい。そのためには、連合としての取り組みも行っていく所存である。

なお、「男女共同参画」は、男女平等を当然の前提としたうえで、さらに男女がそれぞれの個性に基づいて能力を十分に発揮できる機会を保障する基本理念であるが、連合は、女性が働くうえで格差や不条理はまだ是正されておらず、男女平等が実現していないことから、労働組合における女性参画を進めていくことが「男女平等参画」としていることも申し添えておく。